

- 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第一条） | 1
- 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部改正（第二条） | 46
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部改正（第三条） | 49
- 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部改正（第四条） | 52
- 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部改正（附則第三条第一号） | 53
- 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部改正（附則第三条第二号） | 54
- 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）の一部改正（附則第三条第三号） | 55
- 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部改正（附則第三条第四号） | 56
- 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部改正（附則第三条第五号） | 57
- 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部改正（附則第四条） | 58
- 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）の一部改正（附則第五条） | 59
- 地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部改正（附則第六条） | 60
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部改正（附則第七条） | 61

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第一条）
 ○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方債の協議の相手方等）</p> <p>第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。</p> <p>一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項及び第七條において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの</p> <p>二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号及び第七條において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（地方債の協議において明らかにすべき事項）</p> <p>第三条 法第五条の三第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方債をもつてその経費の財源とする事業（次号及び第十八條において「起債対象事業」という。）に要する経費の総額</p>	<p>（地方債の協議の相手方等）</p> <p>第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。</p> <p>一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この号及び次号）において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの</p> <p>二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号）において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（地方債の協議において明らかにすべき事項）</p> <p>第三条 法第五条の三第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方債をもつてその経費の財源とする事業（次号）において「起債対象事業」という。）に要する経費の総額</p>

二〇六 (略)

(協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数值)

第四条 法第五条の三第三項に規定する実質公債費比率に係る政令で定める数值は、百分の十六とする。

(新設)

二〇六 (略)

(協議不要対象団体の判定のための実質赤字額の額)

第五条 法第五条の三第三項に規定する実質赤字額に係る政令で定める額は、零とする。

(新設)

(協議不要対象団体の判定のための連結実質赤字比率の数值)

第六条 法第五条の三第三項に規定する連結実質赤字比率に係る政令で定める数值は、零とする。

(新設)

(協議不要対象団体の判定のための将来負担比率の数值)

第七条 法第五条の三第三項に規定する将来負担比率に係る政令で定める数值は、都道府県等にあつては百分の三百、市町村にあつては百分の二百とする。

(新設)

(協議不要基準額)

第八条 法第五条の三第三項に規定する地方債の合計額に係る政令で定める額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の額に百分の二十五を

(新設)

乗じて得た額に第四号に掲げる額を加算した額とする。

一 第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額

二 当該地方公共団体が経営する法適用企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の全部又は一部を適用する公営企業（法第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）ごとに営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を合計した額

三 当該地方公共団体が経営する法非適用企業（第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）ごとに営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額を合計した額

四 当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債（当該地方公共団体の財政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定めるものに限る。）のうち法第五条の三第三項各号に掲げるものの合計額

第九条 （略）

（削る）

第四条 （略）

（議会への報告）

第五条 法第五条の三第五項に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第十三条ただし書の場合に於いてなお会議を開くことができなるときとする。

(削る)

(地方債計画等)

第六條 法第五条の三第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五条の三第六項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

二 法第五条の三第六項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

三 法第五条の三第六項に規定する地方債における地方債の資金に依じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

2 総務大臣は、法第五条の三第六項に規定する基準(第四項において「同意等基準」という。)を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 総務大臣は、法第五条の三第六項に規定する書類(次項において「地方債計画」という。)を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率(地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。)を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

(地方債の許可手続)

(削る)

第七條 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共

団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変

更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(起債許可団体の判定のための歳入及び歳出の算定方法)

第八条 第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定

により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（法第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計

二 第三十七条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち前号に規定する公営企業以外のものに係る特別会計

三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計

2 法第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額（以下この項において「標準財政規模の額」という。）に四十分の一を乗じて得た額とする。ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に千億円を加えて得た額に百二十分の一を乗じて得た額とし、二百億円未満五十億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に百億円を加えて得た額に三十分の一を乗じて得た額とし、五十億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に十分の一を乗じて得た額とする。

（実質公債費比率）の算定に用いる地方債

第十条 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める地方債は、一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る収入及び支出を経理する特別会計以外のもの（第十二条第二号及び第三十条第一項において「一般会

（起債許可団体の判定のための数値の算定に用いる地方債）

第九条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める地方債は、一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る収入及び支出を経理する特別会計以外のもの（第十一条第二号）において「一般会

計等」という。)の歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。

(実質公債費比率)の算定に用いない元利償還金)

第十一条 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める元利償還金は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(実質公債費比率)の算定に用いる準元利償還金)

第十二条 法第五条の三第四項第一号に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(削る)

計等」という。)の歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。

(起債許可団体の判定のための数値の算定に用いない元利償還金)

第十条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める元利償還金は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(起債許可団体の判定のための数値の算定に用いる準元利償還金)

第十一条 法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(準元利償還金がある地方公共団体における実質公債費比率の算定方法の特例)

第十二条 前条第二号から第四号までに掲げる法第五条の四第一項第二号に規定する準元利償還金がある地方公共団体についての同号の規定の適用については、同号中「」との合算額」とあるのは「」及び同法の定めるところにより準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額(特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入準公債費の額」という。との合算額」と、「から算入公債費の額」とあるのは「から算入公債費の額と算入準公債費の額との合算額」とする。

(標準的な規模の収入の額)

第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 五 (略)

(実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法)

第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一 法適用企業に係る特別会計

二 法非適用企業に係る特別会計

三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計

(起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定し

(標準的な規模の収入の額)

第十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 五 (略)

(新設)

(新設)

た当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額を控除した額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

(新設)

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

2 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

(地方債の届出の相手方等)

第十七条 法第五条の三第六項の規定による届出は、第二条第一項第一号

(新設)

に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

2 法第五条の三第六項の規定による届出をしようとする地方公共団体は、事業区分ごとに次条に規定する事項を記載した届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、法第五条の三第六項の規定による届出を受けたときは、当該届出を取りまとめ、総務大臣の定める期間内に、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、法第五条の三第六項の規定による届出又は前項の規定による報告を受けたときは、当該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとする。ただし、当該届出又は報告に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

(地方債の届出において明らかにすべき事項)

第十八条 法第五条の三第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 起債対象事業に要する経費の総額
- 二 起債対象事業に要する経費に充てる財源の内訳
- 三 地方債の資金の借入先
- 四 当該届出に係る地方公共団体が当該年度において起こす地方債の予定額の総額
- 五 当該届出に係る地方公共団体の決算の状況
- 六 その他参考となるべき事項

(議会への事後報告で足りる場合)

第十九条 法第五条の三第十項ただし書に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条ただし

(新設)

(新設)

書の場合においてなお会議を開くことができないときとする。

(地方債計画等)

第二十条 法第五条の三第十一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条の三第十一項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 二 法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 三 法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の資金に充当して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

2 総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する基準(第四項において「同意等基準」という。)を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する書類(次項において「地方債計画」という。)を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率(地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。)を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

(地方債の許可手続)

(新設)

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方

(新設)

公共団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(起債許可団体の判定のための実質赤字額の額)

第二十二条 法第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところに

(新設)

より算定した額は、第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額

(以下この項において「標準財政規模の額」という。)に四十分の一を乗じて得た額とする。ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に千億円を加えて得た額に百二十分の一を乗じて得た額とし、二百億円未満五十億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に百億円を加えて得た額に三十分の一を乗じて得た額とし、五十億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に十分の一を乗じて得た額とする。

(起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値)

第二十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める数値は、百分の十八とする。

(削る)

(起債許可団体の判定のための数値)

第十四条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める数値は、百分の十八とする。

(地方公共団体の組合における起債の許可についての特例)

第十五条 地方公共団体の組合についての法第五条の四第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体が加入する地方公共団体の組合」とする。

2| 前項の場合においては、法第五条の四第三項に規定する同条第一項各号に掲げる地方公共団体には、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号又は第二号の規定に該当する地方公共団体の組合が含まれるものとして、同条第三項の規定を適用する。

(地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任)

(削る)

(起債許可団体の指定の手続)

第二十四条 (略)

2 総務大臣は、法第五条の四第一項第四号から第六号までの規定により地方公共団体を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体 当該地方公共団体の長及び法第五条の三第一項若しくは第六項又は第五条の四第一項若しくは第三項から第五項までの規定により当該地方公共団体の地方債の協議若しくは届出を受け又は許可をする都道府県知事

3 (略)

第二十五条 (略)

(起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第二十六条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定

第十六条 当該年度の中途又は当該年度前三年度のいずれかの年度の中途において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法

第五条の四第一項第一号及び第二号の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(起債許可団体の指定の手続)

第十七条 (略)

2 総務大臣は、法第五条の四第一項第四号から第六号までの規定により地方公共団体を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体 当該地方公共団体の長及び法第五条の三第一項 又は第五条の四第一項若しくは第三項から第五項までの規定により当該地方公共団体の地方債の協議 を受け又は許可をする都道府県知事

3 (略)

第十八条 (略)

(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る資金の不足額の算定方法)

第十九条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定

した当該年度の前年度の資金の不足額は、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合算額が同項第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

2 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う法適用企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競技を行う法適用企業にあつては零とする。

した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号 及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額 を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額を控除した額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う公営企業 にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競技を行う公営企業 にあつては零とする。

(起債に許可を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第二十七条 法第五条の四第三項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第十六条第一項各号に掲げる額の合算額とする。

2 (略)

第二十八条 (略)

(削る)

(地方公営企業法の規定を適用しない公営企業に係る資金の不足額の算定方法)

第二十条 法第五条の四第三項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額
- 二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかった部分に相当する額を控除した額
- 三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

2 (略)

第二十一条 (略)

(決算未提出期間における赤字額等の算定方法の特例)

第二十二条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間(以下この条において「決算未提出期間」という。)における法第五条の四第一項第一号の規定の適用につい

ては、同号中「これに充てた額」とあるのは「これに充てる額の見込額」と、「繰り延べた額」とあるのは「繰り延べる額の見込額」と、「繰り越した額」とあるのは「繰り越す額の見込額」とする。

2 決算未提出期間における法第五条の四第一項第二号の規定の適用については、同号中「という。」の額」とあるのは「という。」の額の見込額」と、「特定の歳入に相当する金額」とあるのは「特定の歳入に相当する金額の見込額」とする。

3 地方公営企業法第三十条第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の四第三項第一号の規定及び第十九条の規定の適用については、法第五条の四第三項第一号中「繰越欠損金がある」とあるのは「繰越欠損金が見込まれる」と、第十九条第一項第一号中「流動負債の額」とあるのは「流動負債の額の見込額」と、「起こすこととしているものの額」とあるのは「起こすこととしているものの額の見込額」と、同項第二号中「現在高」とあるのは「現在高の見込額」と、同項第三号中「流動資産の額」とあるのは「流動資産の額の見込額」と、「収入された部分に相当する額」とあるのは「収入された部分に相当する額の見込額」と、同条第二項中「営業収益の額」とあるのは「営業収益の額の見込額」と、「受託工事収益の額」とあるのは「受託工事収益の額の見込額」とする。

4 決算未提出期間における第二十条の規定の適用については、同条第一項第一号中「これに充てた額」とあるのは「これに充てる額の見込額」と、同項第二号中「繰り延べた額」とあるのは「繰り延べる額の見込額」と、「繰り越した額」とあるのは「繰り越す額の見込額」と、「収入

(地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例)

第二十九条 地方公共団体の組合についての法第五条の三の規定の適用については、同条第三項に規定する協議不要対象団体(この項の規定により同条第三項に規定する協議不要対象団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)のみが加入する地方公共団体の組合を同項に規定する協議不要対象団体とみなす。この場合において、同条第七項中「届出をした地方公共団体」とあるのは「届出をした地方公共団体の組合に加入する地方公共団体」と、「当該地方公共団体」とあるのは「当該地方公共団体の組合」とする。

2 地方公共団体の組合についての法第五条の四の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する地方公共団体(この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体と、同条第一項第二号に規定する地方公共団体(この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体とみなす。

(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)

第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決

されなかつた部分に相当する額」とあるのは「収入されない部分に相当する額の見込額」と、同項第三号中「現在高」とあるのは「現在高の見込額」と、同条第二項 中「収入の額」とあるのは「収入の額の見込額」とする。

(新設)

(新設)

算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び
 第五条の四の規定並びに第八条の規定の適用については、次の表の上欄
 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と
 する。

法第五条の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質 公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質 赤字額
連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結 実質赤字比率	当該年度の前年度の連結 実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来 負担比率
法第五条の四第一項 第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条 第四項第二号
法第五条の四第一項 第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条 第四項第一号
第八条	当該年度前三年度	当該年度の前年度前三年 度

2 地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会

計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の
 三第五項（第二号を除く。）及び第五条の四第三項（第二号を除く。）
 の規定並びに第十五条及び第二十六条の規定の適用については、次の表
 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる

	法第五条の四第三項 (第一号を除く。)	経営の	当該年度の前々年度
		当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	第十六条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
		当該年度の歳入	当該年度の前年度の歳入
		当該年度に	当該年度の前年度に
	第二十七条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
		第十六条第一項各号	第三十条第三項の規定により読み替えられた第十六条第一項各号
第二十七条第二項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度	当該年度の前々年度

(地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任)

第三十一条 当該年度の中途又は当該年度前四年度のいずれかの年度の中途において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第五条の三及び第五条の四(これらの規定を前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定並びに第八条(前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(様式の総務省令への委任)

(新設)

(様式の総務省令への委任)

第三十二条 第二条第二項の協議書、第十七条第二項の届出書並びに第二十一条第二項及び第二十八条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

第三十五条 地方債証券の応募額が第三十三条第一項の地方債証券申込証に記載した地方債証券の総額に達しない場合においても、当該地方債証券を成立させる旨を同項の地方債証券申込証に記載したときは、その応募額をもつて当該地方債証券の総額とする。

第三十六条 (略)

(売出しの方法による地方債証券の発行)

第三十七条 地方公共団体は、売出しの方法によつて地方債証券を発行する場合においては、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 第三十三条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる事項
- 二 五 (略)

第二十三条 第二条第二項の協議書並びに第七条第二項及び第二十一条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

第二十六条 地方債証券の応募額が第二十四条第一項の地方債証券申込証に記載した地方債証券の総額に達しない場合においても、当該地方債証券を成立させる旨を同項の地方債証券申込証に記載したときは、その応募額をもつて当該地方債証券の総額とする。

第二十七条 (略)

(売出しの方法による地方債証券の発行)

第二十八条 地方公共団体は、売出しの方法によつて地方債証券を発行する場合においては、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 第二十四条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる事項
- 二 五 (略)

第三十八条 (略)

(振替地方債への準用等)

第三十九条 第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第三十七条及び前条の規定は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用がある地方債(以下この条、次条及び第四十三条第二項において「振替地方債」という。)を起す場合について準用する。この場合において、第三十三条第一項第四号中「券面金額」とあるのは「金額」と、同項第十号中「地方債証券を記名式又は無記名式に限ったときは、その旨」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨」と、同条第二項中「数」とあるのは「数」、第三十九条第二項に規定する振替口座」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十四条の規定の適用がある場合においては、振替地方債を引き受けようとする者は、その引受けの際に、自己のために開設された当該振替地方債の振替を行うための口座(次項及び次条第二項において「振替口座」という。)を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

3 (略)

第四十条 (略)

(地方債証券の記載事項)

第四十一条 地方債証券には、次に掲げる事項を記載し、地方公共団体の

第二十九条 (略)

(振替地方債への準用等)

第三十条 第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条及び前条の規定は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用がある地方債(以下この条、次条及び第三十四条第二項において「振替地方債」という。)を起す場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項第四号中「券面金額」とあるのは「金額」と、同項第十号中「地方債証券を記名式又は無記名式に限ったときは、その旨」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨」と、同条第二項中「数」とあるのは「数」、第三十条第二項に規定する振替口座」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第二十五条の規定の適用がある場合においては、振替地方債を引き受けようとする者は、その引受けの際に、自己のために開設された当該振替地方債の振替を行うための口座(次項及び次条第二項において「振替口座」という。)を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

3 (略)

第三十一条 (略)

(地方債証券の記載事項)

第三十二条 地方債証券には、次に掲げる事項を記載し、地方公共団体の

長がこれに記名押印しなければならない。

一 第三十三条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二・三 (略)

第四十二条 (略)

(地方債証券原簿)

第四十三条 (略)

2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一〜三 (略)

四 第三十三条第一項第二号から第十一号まで、第十三号及び第十四号(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)

に掲げる事項

五・六 (略)

3〜5 (略)

第四十四条 (略)

(国外地方債証券の特例)

第四十五条 国外地方債証券(本邦以外の地域において発行する地方債証券をいう。以下同じ。)の発行、国外地方債証券の記名式と無記名式と

長がこれに記名押印しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二・三 (略)

第三十三条 (略)

(地方債証券原簿)

第三十四条 (略)

2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一〜三 (略)

四 第二十四条第一項第二号から第十一号まで、第十三号及び第十四号(これらの規定を第三十条第一項において準用する場合を含む。)

に掲げる事項

五・六 (略)

3〜5 (略)

第三十五条 (略)

(国外地方債証券の特例)

第三十六条 国外地方債証券(本邦以外の地域において発行する地方債証券をいう。以下同じ。)の発行、国外地方債証券の記名式と無記名式と

の間の転換、国外地方債証券に関する帳簿並びに欠けている利札のある
国外地方債証券の償還及び当該利札の所持人に対する支払については、
第三十三条から前条までの規定にかかわらず、当該国外地方債証券の準
拠法又は発行市場の慣習によることができる。

第四十六条 (略)

第四十七条 (略)

第四十八条 (略)

第四十九条 (略)

第五十条 (略)

第五十一条 (略)

第五十二条 (略)

附則

(行政の簡素化等に関する計画に定めるべき事項等)

第六条 法第三十三条の九第一項に規定する政令で定める事項は、次の各

の間の転換、国外地方債証券に関する帳簿並びに欠けている利札のある
国外地方債証券の償還及び当該利札の所持人に対する支払については、
第二十四条から前条までの規定にかかわらず、当該国外地方債証券の準
拠法又は発行市場の慣習によることができる。

第三十七条 (略)

第三十八条 (略)

第三十九条 (略)

第四十条 (略)

第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

附則

(行政の簡素化等に関する計画に定めるべき事項等)

第六条 法第三十三条の九第一項に規定する政令で定める事項は、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 第十条に規定する一般会計等の歳出の財源に充てるために起こした
地方債の繰上償還を行おうとする場合 次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(平成二十四年度における協議不要対象団体の判定のための実質公債費
比率の数値の特例)

第九条 平成二十四年度における第四条の規定の適用については、同条中
「百分の十六」とあるのは、「百分の十四」とする。

(協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 平成二十年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合にお
いては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第一項及
び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

2 平成二十一年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合におい
ては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第一項及び
第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3 平成二十二年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合におい
ては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第二項及び
第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 第九条に規定する一般会計等の歳出の財源に充てるために起こした
地方債の繰上償還を行おうとする場合 次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(平成二十三年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第九条 平成二十三年度における第八条第二項の規定の適用については、
同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条第二項及び第十六
条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(平成二十四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十条 平成二十四年度における第八条第二項の規定の適用については、
同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条第三項及び第十七
条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

4 平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

5 平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

6 平成二十六年年度以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(削る)

(削る)

(平成二十五年年度及び平成二十六年年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十一条 平成二十五年年度及び平成二十六年年度における第八条第二項の規定の適用については、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条第三項及び第十八条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(平成二十七年年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十二条 平成二十七年年度以後の各年度における第八条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十八条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

第十一条 (略)

(平成二十年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成二十年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付金法」という。)附則第五条第二項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この号において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)
同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
路譲与税	算定した地方道 算定した児童手当特例交付金(旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。	

第十三条 (略)

(新設)

	及び交通安全対策特別交付金 当該地方道路譲与税)、地方道路譲与税 、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金 当該児童手当特別交付金、地方道路譲与税
第十三条 第一号ロ	地方交付税法第十四条 相当する額、	読替後の地方交付税法第十四条 相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読替後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、
第十三条 第二号	同法第十四条 同条	読替後の地方交付税法第十四条 同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）

		合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）
自動車重量譲与税	児童手当特例交付金、自動車重量譲与税	
及び交通安全対策特別交付金	、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金	

(平成二十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付金法」という。)第九条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下この条において「暫定措置法」という
--------------	--------	---

(新設)

	第十三条	第一号ロ	
	同条	算定した地方揮 発油譲与税	当該地方揮発油 譲与税
<p>。第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（旧特例交付金法附則第五条第二項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下この条において「平成二十一年地方税法等改正法」という。）附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この号において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>	読み替え後の地方交付税法第十四条	算定した児童手当特例交付金（旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。） 、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税	当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税
<p>相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読み替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読み替え後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該</p>	読み替え後の地方交付税法第十四条	読み替え後の地方交付税法第十四条	読み替え後の地方交付税法第十四条

	同条	<p>たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p>
第十三条 第二号	同法第十四条	<p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項及び暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（平成二十一年地方税法等改正法附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）</p> <p>以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p>
第十三条	同条	<p>読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税</p>
第十三条 第三号及 び第四号	同法第十四条	<p>読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p>
第十三条	特別とん譲与税	<p>児童手当特例交付金、特別とん譲与税</p>
第十三条	地方揮発油譲与税	<p>地方揮発油譲与税、地方道路譲与税</p>
地方自治法施行	地方交付税法等の一部を改正する法律の施	

<p>税 自動車重量譲与</p>	<p>基準財政収入額</p>	<p>令（昭和二十二年政令第十六号） 第二百十條の十二第二項</p>
<p>児童手当特例交付金、自動車重量譲与税</p>	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七條の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>	<p>行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第四十六号）第三條の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二條第二項（同令附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四第二項の規定により読み替えられた同令第二百十條の十二第二項（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百号）附則第十一條第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）</p>

地方揮発油譲与 税	地方揮発油譲与税、地方道路譲与税
--------------	------------------

(平成二十二年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十四条 平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 同法第十四条 第一号イ	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。)第九条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。)
同条	読替後の地方交付税法第十四条
算定した地方揮 発油譲与税	算定した児童手当及び子ども手当特例交付金(旧特例交付金法第二条第二項に規定す

(平成二十年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十四条 平成二十年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付金法」という。)

〔附則第五条第二項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この号において「読替後の地方交付税法第十四条」という。)]と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「算定した地方道路譲与税」とあるのは「算定した児童手当特例交付金(旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。)、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「当該地方道路譲与税」とあるのは「当該児童手当特例交付金、地方道路譲与税」と、同号口中「地方交付税法第十四条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「相当する額」とあるのは「相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読替後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替後の地方交付税

	十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）
自動車重量譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税

（平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十五条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「特例交付金法」という。）第九条第二項の規定により読み替えられた同条第一項及び地方交付税法等に関する暫定措置法（平
--------------	--------	--

政令第十六号）附則第七条の四第一項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、自動車重量譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは、「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」とする。

（平成二十一年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十五条 平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付金法」という。）第九条第一項及び地方交付税法等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「暫定措置法」という。）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（旧特例交付金法附則第五条第二項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下

第十三条 第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
税	自動車重量譲与	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）
税	自動車重量譲与	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税

「地方揮発油譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十二第一項」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第四十六号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項（同令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百号）附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、自動車重量譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」とする。

(平成二十四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十六条 平成二十四年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第九条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。)
第十三条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第一号ロ	第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第二号か	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十四条 まで		読替後の地方交付税法第十四条
第十三条	地方自治法施行	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に

(平成二十二年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十六条 平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号) 第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 以下この号において「旧特例交付金法」という。) 第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。)」と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「算定した地方揮発油譲与税」とあるのは「算定した児童手当及び子ども手当特例交付金(旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。)、地方揮発油譲与税」と、「当該地方揮発油譲与税」とあるのは「当該児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税」と、同号ロ中「地方交付税法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税」と、同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあ

第五号	令（昭和二十二年政令第十六号）	関する法律施行令（平成十一年政令第九十九号）第二条第二項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）

（平成二十三年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十七条 平成二十三年度における第二十一条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第二項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

るのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第八十六号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

（平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十七条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「特例交付金法」という。）第九条第二項の規定により読み替えられた同条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四

条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
）と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、
「算定した地方揮発油譲与税」とあるのは「算定した児童手当及び子ども
手当特例交付金（特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当及び
子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）、「地方揮
発油譲与税」と、「当該地方揮発油譲与税」とあるのは「当該児童手当及
び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税」と、同号口中「地方交付
税法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替え後の地方交付
税法第十四条」と、同条第二号中「同法第十四条」とあり、及び「同条
」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「地方揮発油譲
与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲
与税」と、同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同
条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん讓
与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん讓与
税」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号
）」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替
えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の
四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」と
あるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定
する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合に
あつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控
除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする

(平成二十四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十八条 平成二十四年度における第二十二条の規定の適用については、

同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

。)と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

(平成二十四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十八条 平成二十四年度以後の各年度における第十三条の規定の適用に

ついては、当分の間、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。)と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同号口中「地方交付税法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第五号中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号)第二条第二項の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし

(平成二十五年年度及び平成二十六年年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十九条 平成二十五年年度及び平成二十六年年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(平成二十七年年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第二十条 平成二十七年年度以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。」とする。

(新設)

(新設)

第十九条 (略)

第二十条 (略)

- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三三号）の一部改正（第二条）
 - 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三三号）（抄）
- （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）</p> <p>第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。</p> <p>一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校施設に係る災害復旧事業で一学校ごとの費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次条第一項及び第</p>	<p>（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）</p> <p>第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。</p> <p>一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校施設に係る災害復旧事業で一学校ごとの費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債</p>

四十五条第一項において同じ。)の合計額が限度額(都道府県及び指定都市にあつては八百万円、指定都市以外の市で人口三十万人以上のものにあつては四百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては二百五十万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円とする。以下同じ。)を超える地方公共団体

イ〜ハ (略)

二 法第二十四条第一項の規定を公共土木施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債(発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた特定地方公共団体の地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。以下この項において同じ。)に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体(前号に該当する地方公共団体を除く。)

三 法第二十四条第一項の規定を公立学校施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体(前二号に該当する地方公共団体を除く。)

2

(略)

の合計額が限度額(都道府県及び指定都市にあつては八百万円、指定都市以外の市で人口三十万人以上のものにあつては四百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては二百五十万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円とする。以下同じ。)を超える地方公共団体

イ〜ハ (略)

二 法第二十四条第一項の規定を公共土木施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債

に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た該 地方債の額が限度額を超える地方公共団体(前号に該当する地方公共団体を除く。)

三 法第二十四条第一項の規定を公立学校施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た該 地方債の額が限度額を超える地方公共団体(前二号に該当する地方公共団体を除く。)

2

(略)

(地方債の利息の定率及び償還方法)

第四十七条 法第二十四条第一項及び第二項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法

第五条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。

2 (略)

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

(削る)

(地方債の利息の定率及び償還方法)

第四十七条 法第二十四条第一項及び第二項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。

2 (略)

附則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

2 平成十七年度までの間における第四十三条第一項、第四十四条第一項及び第四十五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「発行について同意又は許可を得た」とあるのは、「発行が許可された」とする。

- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部改正（第三条）
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方債課の所掌事務）</p> <p>第五十九条 地方債課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に關すること（公営企業課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三（略）</p> <p>四 地方財政法第五条の三第十一項に規定する地方債の予定額の総額等に関する書類の作成に關すること。</p> <p>五 地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に關する事務の総括その他地方債に關する事務の処理に關すること。</p> <p>六〇七（略）</p> <p>（公営企業課の所掌事務）</p> <p>第六十条 公営企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 公営企業に係る地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に關すること。</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>（地方債課の所掌事務）</p> <p>第五十九条 地方債課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方債の発行の協議及び 許可に關すること（公営企業課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三（略）</p> <p>四 同意又は許可に係る 地方債の予定額の総額等 に関する書類の作成に關すること。</p> <p>五 地方債の発行の協議及び 許可に關する事務の総括 その他地方債に關する事務の処理に關すること。</p> <p>六〇七（略）</p> <p>（公営企業課の所掌事務）</p> <p>第六十条 公営企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 公営企業に係る地方債の発行の協議及び 許可に關すること。</p> <p>三〇七（略）</p>

八 地方公共団体の財務に係る事務のうちその出資又は拠出に係る法人に関するものについての地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可、地方債の発行の同意及び許可に関する基準並びに資料の提出の要求及び助言に関すること。

九・十 (略)

附 則

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)

第十五条 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第五条の規定に係る地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

二 (略)

2 (略)

3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

八 地方公共団体の財務に係る事務のうちその出資又は拠出に係る法人に関するものについての地方債の発行の協議及び

許可、地方債の発行の同意及び許可に関する基準並びに資料の提出の要求及び助言に関すること。

九・十 (略)

附 則

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)

第十五条 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第五条の規定に係る地方債の発行の協議及び

二 (略)

2 (略)

3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

4	(略)	<p>一 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関する事。</p> <p>二・三 (略)</p>
4	(略)	<p>一 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び許可に関する事。</p> <p>二・三 (略)</p>

- 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部改正（第四条）
- 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（計画官の職務）</p> <p>第五十五条 計画官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第十一項に規定する地方債の予定額の総額等に関する書類の作成についての協議に 関すること。</p> <p>六 （略）</p>	<p>（計画官の職務）</p> <p>第五十五条 計画官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 同意又は許可に係る 地方債の予定額の総額等に関する書類の作成についての協議に 関すること。</p> <p>六 （略）</p>

- 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部改正（附則第三条第一号）
 ○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第六号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第三十三条</u>第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3（略）</p>	<p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第六号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第二十四条</u>第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3（略）</p>

- 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部改正（附則第三条第二号）
 ○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第十条第七項第五号及び第六号の事業に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第三十三</u>条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、組合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3（略）</p>	<p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第十条第七項第五号及び第六号の事業に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第二十四</u>条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、組合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3（略）</p>

- 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）の一部改正（附則第三条第三号）
- 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3（略）</p>	<p>（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3（略）</p>

- 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部改正（附則第三条第四号）
- 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、<u>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号</u>その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3（略）</p>	<p>（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、<u>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号</u>その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3（略）</p>

- 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部改正（附則第三条第五号）
 ○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（抄）
- （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第六条 法第五十四条第四項第八号及び第九号に掲げる業務に関しては、 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三條第一 項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債 券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係 るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの の適用については、農林中央金庫をこれらの委託を受けることができる 会社又は銀行とみなす。</p> <p>2・3（略）</p>	<p style="text-align: center;">（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第六条 法第五十四条第四項第八号及び第九号に掲げる業務に関しては、 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四條第一 項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債 券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係 るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの の適用については、農林中央金庫をこれらの委託を受けることができる 会社又は銀行とみなす。</p> <p>2・3（略）</p>

- 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部改正（附則第四条）
- 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般会計とみなされる特別会計の範囲等）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十五条（相互に関連する事務の共同処理）の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の二第二項（第二百八十五条の一部事務組合に関する特則）の規定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、当該事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項 本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。</p> <p>一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条各号（公営企業）に掲げる事業その他法令においてその事業に係る収入及び支出を経理する特別会計を設けることが義務付けられている事業</p> <p>二（四）（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（一般会計とみなされる特別会計の範囲等）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十五条（相互に関連する事務の共同処理）の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の二第二項（第二百八十五条の一部事務組合に関する特則）の規定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、当該事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項 本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。</p> <p>一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十七条各号（公営企業）に掲げる事業その他法令においてその事業に係る収入及び支出を経理する特別会計を設けることが義務付けられている事業</p> <p>二（四）（略）</p> <p>3（略）</p>

- 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）の一部改正（附則第五条）
- 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第十二条第一項第十七号の政令で定める施設は、次に掲げるもの のうち公用又は公共用に供するもの（<u>地方財政法施行令第四十六条第四 号</u>及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする 。</p> <p>一～八（略）</p> <p>6（略）</p>	<p>（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第十二条第一項第十七号の政令で定める施設は、次に掲げるもの のうち公用又は公共用に供するもの（<u>地方財政法施行令第三十七条第四 号</u>及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする 。</p> <p>一～八（略）</p> <p>6（略）</p>

- 地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部改正（附則第六条）
- 地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 地方財政審議会（以下「審議会」という。）は、総務省設置法第九條に規定するもののほか、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第二条第五項、第二十一条第五項及び第二十八条第四項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）</u>第二十三條の二の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 地方財政審議会（以下「審議会」という。）は、総務省設置法第九條に規定するもののほか、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第二条第五項、第七条第五項及び第二十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）</u>第二十三條の二の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部改正（附則第七条）
 ○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第二号に掲げる額</p> <p>ハ（略）</p> <p>二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額</p> <p>ハ（略）</p> <p>三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その</p>	<p>（連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十九条第一項第二号に掲げる額</p> <p>ハ（略）</p> <p>二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額</p> <p>ハ（略）</p> <p>三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その</p>

超える額

イ (略)

ロ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額

ハ (略)

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ (略)

ロ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額

ハ・ニ (略)

2 (略)

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額の算定方法)

第四条 法第二条第二号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剰余額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロからホまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

超える額

イ (略)

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ (略)

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ (略)

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ・ニ (略)

2 (略)

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額の算定方法)

第四条 法第二条第二号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剰余額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロからホまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額

ニ・ホ (略)

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハからへまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ・ハ (略)

ニ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額

ホ・ヘ (略)

(早期健全化基準)

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ・ロ (略)

ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第二十二條の規定により算定した額を当該年度の

イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

ニ・ホ (略)

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハからへまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ・ハ (略)

ニ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ホ・ヘ (略)

(早期健全化基準)

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ・ロ (略)

ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第八条第二項の規定により算定した額を当該年度の

前年度の標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

二〇四（略）

附則

（平成二十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特

例）

第六条 平成二十三年度における第七條第一号及び第八條第一号の規定の適用については、第七條第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十七條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八條第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一條第二項及び第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十四條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。

（平成二十四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第七條 平成二十四年度における第七條第一号及び第八條第一号の規定の適用については、第七條第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八條の規定により読み替えられ

前年度の標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

二〇四（略）

附則

（平成二十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特

例）

第六条 平成二十三年度における第七條第一号及び第八條第一号の規定の適用については、第七條第一号ハ中「地方財政法施行令第八條第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第九條の規定により読み替えられた同令第八條第二項」と、第八條第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三條第二項及び第十六條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。

（平成二十四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第七條 平成二十四年度における第七條第一号及び第八條第一号の規定の適用については、第七條第一号ハ中「地方財政法施行令第八條第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第十條の規定により読み替えられ

た同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十五年度及び平成二十六年
度における早期健全化基準及び財政
再生基準の算定の特例)

第八条 平成二十五年度及び平成二十六年
度における第七条第一号及び第
八条第一号の規定の適用については、第七
条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二
条」とあるのは「地方財政法施行令附則第
十九条の規定により読み替えられた同令第
二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「地
方財政法施行令第十三条第一号イ」とある
のは「地方財政法施行令附則第十三条第
三項及び第十六条の規定により読み替えら
れた同令第十三条第一号ロ」とあるのは「地
方財政法施行令附則第十六条の規定により
読み替えられた同令第十三条第一号ロ」
とする。

(平成二十七年
度以後における早期健全化基準及び財政
再生基準の算定の特例)

第九条 平成二十七年
度以後の各年度における第七
条第一号及び第八
条第一号の規定の適用については、
当分の間、第七
条第一号ハ中「地方財政

た同令第八條第二項」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条第三項及び第十七条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十七条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十五年度及び平成二十六年
度における早期健全化基準及び財政
再生基準の算定の特例)

第八条 平成二十五年度及び平成二十六年
度における第七条第一号及び第
八条第一号の規定の適用については、第七
条第一号ハ中「地方財政法施行令第八條第
二項」とあるのは「地方財政法施行令附則
第十一条の規定により読み替えられた同令
第八條第二項」と、第八條第一号イ(1)中「地
方財政法施行令第十三条第一号イ」とある
のは「地方財政法施行令附則第十三条第
三項及び第十八条の規定により読み替えら
れた同令第十三条第一号ロ」とあるのは「地
方財政法施行令附則第十八条の規定により
読み替えられた同令第十三条第一号ロ」
とする。

(平成二十七年
度以後における早期健全化基準及び財政
再生基準の算定の特例)

第九条 平成二十七年
度以後の各年度における第七
条第一号及び第八
条第一号の規定の適用については、
当分の間、第七
条第一号ハ中「地方財政

法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第二十條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八條第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。

法施行令第八條第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二條の規定により読み替えられた同令第八條第二項」と、第八條第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。